

奈良県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十六号

奈良県予算規則の一部を改正する規則

奈良県予算規則（昭和三十九年三月奈良県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「長（」の下に「教育委員会事務局にあつては、総務部長が指定する教育次長。」を加える。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（かいの特例）」を付し、同項中「地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「地域振興部南部東部振興課、地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、医療政策部病院マネジメント課新総合医療センター建設室及び産業・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。